

平成 26 年 11 月 4 日

入札参加者各位

調査基準価格を下回る金額での契約における取扱いの見直しについて

横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第 4 条の 2 第 1 号に規定する、調査基準価格を下回る金額での契約における取扱いについて、次のとおり見直しを行いましたので、お知らせします。

1 見直し内容

入札公告で定める技術者の要件と同一の要件（ただし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、当該工事の配置予定技術者とは別に 1 人以上（特定建設共同企業体の場合においては、**各構成員ごとに 1 人以上**）専任配置することを求める。



代表者となる構成員から 1 人以上

に見直し

これに伴い、「横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱」及び「調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項」の改正を行いました。なお、その他の条件（契約保証金等の額の増額や前払金の額の減額等）については変更ありません。

2 実施時期

平成26年11月 1 日以降に公告を行う工事から適用

<お問合せ先>

財政局契約第一課工事契約係

電話 045-671-2246